

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月5日	平成29年 9月15日	①大阪市庁舎内で、政党機関紙を公的に購読している部数（局と部、課、室まで）平成29年度。 ②政党機関紙を市庁舎内勧誘、配達、集金をする場合の許可証の発行の有無。発行している時は、その資料平成29年度（総務局に係るものについて）	不存在	号	総務局	総務課（総務グループ）
平成29年 9月11日	平成29年 9月25日	H29. 8. 15付大北福第457号部分公開決定通知書での公開文書に、条件に示した七つの重大な不正あることについて所属又は所属長が文書、口頭、メール等で市長に伝えていることが確認できる文書。ただし、市長部局の全所属についてで、所属長の秘書的事務を行う部署による各所属一ヶ所による決定でよい。（総務局に係るものについて）	不存在	号	総務局	総務課（総務グループ）
平成29年 9月19日	平成29年 10月2日	職員の市内出張に係り作成される文書（目的・復命・交通費・手当等すべてで、紙システムについて）についておよび職員に通知しているマニュアル・規則等。また総務局の直近案件（交通費あるもの）3件について。	不存在	号	総務局	総務課（総務グループ）
平成29年 9月19日	平成29年 10月2日	H29. 8. 15付大北福第457号で公開した「決定書」に多くの重大なコンプライアンス違反があることについて、北区を除く市長部局の所属長含む職員および監査委員からの報告（①口頭、電話②文書、メール等）で、市長がこの決定書の存在を承知していることが確認できる①を録音したもの、②文書等のすべて。ただし、①、②それぞれについて決定してください。（総務局に係るものについて）	不存在	号	総務局	総務課（総務グループ）

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月19日	平成29年 10月2日	担当課長が調査や聞き取り等の結果を市民に回答することを目的とした調査や聞き取りのための市内出張において復命書を作成していない案件について、①出張の目的が確認できる文書、②市民への回答文書とその決裁、③口頭で復命行った場合、その内容とだれに行っただのか確認できる文書。ただし、H28年度以降分で北区福祉課長の出張を除く。また、案件ごとに①②③の存否を明確にしてください。所属ごと各年度当初分3件。 (総務局に係るものについて)	不存在	号	総務局	総務課 (総務グループ)
平成29年 9月19日	平成29年 10月2日	行政処分の決定が審査会等の判断した答申を尊重して基本的根拠としているものについて、審査委員が市民(申請者)に直接説明した案件に係る決裁・供覧文書。ただし、審査会が①公開、②非公開のものそれぞれについて。H26年度以降分 (総務局に係るものについて)	不存在	号	総務局	総務課 (総務グループ)